

お客様各位

平成26年2月

輸入 出港前報告制度 (AFR) についてのご案内

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素はウエストウッド SHIPPING LINES をお引き立て頂き誠にありがとうございます。

掲題、出港前報告制度「日本版24時間ルール」の平成26年3月10日からの施行に関しまして、下記の通りご案内をさせていただきます。

名称 : 「出港前報告制度」 Advance Filing Rules (AFR)

内容 : 日本向けに船積される海上コンテナ貨物の積荷情報を、外国の船積港にて本船が出港する24時間前までに日本税関へ電子的報告を行うルール

適用開始日 : 平成26年3月10日 (日本時間 午前 0:00 に報告期限となる本船より)

*ウエストウッドライン適用開始本船 “Westwood Victoria Voy. 070W”

対象貨物 : 日本向けに船積みされる全てのコンテナ貨物 (在来貨物、通過貨物は対象外)

税関への報告内容 :

- Shipper / Consignee / Notify Party の 名称・住所・電話番号
- コンテナ番号・シール番号
- コンテナタイプ・サイズ
- 積載貨物の品名 (具体的な品目の報告が必要となります)
- 品目番号 (6桁の HS コード)
- 危険品情報 (IMDG コード、UN no.)
- House B/L の有無

報告義務者 : 船会社又は船舶代理店、および NVOCC

*NVOCC 様におかれましては、直接税関へ各 House B/L の報告が必要となります。

尚、本制度施行に伴いまして、各積地にて船社への書類提出期限が2日営業日前倒しとなります。

また、弊社におきましては以下のチャージを導入させていただきます。

* Advance Manifest Compliance Charges - USD25.00 per B/L
--

* Amendment Fee for Fillings - USD40.00 per B/L (上記報告内容の訂正に関わるチャージ)

本ルール適用開始後、報告された貨物情報に対しまして日本税関によるリスク分析が行われます。その結果ハイリスクと判断された貨物につきましては税関より以下が通知され、解除されない場合は本船への積載が不可となります。

*DNL - 本船への船積差し止め

*HLD - 貨物情報の訂正

また、期限までに報告が無い貨物につきましては罰則の対象となり、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が課されます。

以上、関係各位様のご理解とご協力を何卒お願い申し上げます。

尚、本件に関しまして、ご不明な点がありましたら弊社にて対応致します。下記までご連絡をお願いいたします。また、本制度についての情報は税関のHPに掲載がありますので合せてご参照下さい。http://www.customs.go.jp/news/news/advance3_j/index.htm

<http://www.naccscenter.com/afr/indexj.html>

センワマリタイムエージェンシー株式会社(ウエストウッド SHIPPING ラインズ 日本総代理店)
北米部(営業課・カスタマーサービス) Tel : 03-5733-7203